

青森県報

号外第四号

平成十四年二月一日(金曜日)

目次

公安委員会

- 青森県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則……………(企画課) ……一
- 青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程……………(同) ……二
- 青森県情報公開条例第三十三条の規定により青森県警察本部長が定める法人……………(同) ……二

公安委員会

青森県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則をここに公布する。

平成十四年二月一日

青森県公安委員会委員長 橋本 昭一

青森県公安委員会規則第一号

青森県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)の規定による青森県公安委員会が保有する行政文書の開示等については、知事が保有する行政文書の開

示等に関する規則(平成十二年三月青森県規則第八十二号)の例による。

附則

この規則は、平成十四年二月十五日から施行する。

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月一日

青森県公安委員会委員長 橋本 昭一

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部を改正する規則

青森県警察行政不服審査手続きに関する規則(昭和四十七年一月青森県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項(各号列記以外の部分に限る。)中「不服申立て」の下に「(青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号。以下「公開条例」という。)に係る不服申立てを除く。)」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(公開条例に係る不服申立ての受理等)

第五条の二 公開条例に係る公安委員会に対する不服申立ての受理は、企画課長とする。

2 前項の規定により不服申立ての受理をしたときは、不服申立受理簿に必要な事項を記載し、すみやかに当該事項を公安委員会及び本部長に報告しなければならない。

第十八条第二項中「前項に掲げる事項を監察官室長に」を「前項に掲げる事項のうち、公開条例に係る事項以外の事項にあつては監察課長に、公開条例に係る事項にあつては企画課長に」に改め、「その他」を「その他」に改める。

附則

この規則は、平成十四年二月十五日から施行する。

青森県警察本部訓令第一号

警察本部
警察学校
各警察署

青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程を次のように定める。

平成十四年二月一日

青森県警察本部長 田端智明

青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の規定による青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等については、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年三月青森県規則第八十二号）の例による。

附則

この訓令は、平成十四年二月十五日から施行する。

青森県警察本部長告示第一号

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第三十三条の規定により次の法人を定めたので、青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成十四年二月青森県警察本部訓令第一号）により例によることとされる知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年三月青森県規則第八十二号）第六条の規定により告示する。

平成十四年二月一日

青森県警察本部長 田端智明

名	称	主たる事務所の所在地
財団法人暴力追放青森県民会議		青森市新町二丁目一番七号

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青森県	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二百七円八十五銭